

令和元年 9 月 2 5 日

第 15 回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 15 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 9 月 25 日(水) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

10 番 井 手 康 則

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第15回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、売渡し希望の農地でありましたが、買受希望者がおり、来月以降農地法第3条の許可申請を行うこととなったためです。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定

	についての所有権移転分は、２件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下にいては、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていると思われま
議長	す。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち所有権移転分の１番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し、３１番委員の退席を求めます。 （３１番委員の退席確認） ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、所有権移転分の１番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、所有権移転分の１番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （３１番委員の復席確認） 次に、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の２番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、所有権移転分の２番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、所有権移転分の２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決

	定についての説明をいたします。 議案書の５ページから９ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、１議案１８件です。 内訳は、新規の利用権設定が１５件、再設定が３件、合計面積は２９筆、２６、１８５㎡となっています。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の１番から３番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し３１番委員の退席を求めます。 （３１番委員の退席確認） ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の１番から３番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の１番から３番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （３１番委員の復席確認） 次に、議案第１号のうち、利用権設定分の４番から１８番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	１８番について使用貸借となっているのは、何か特別な理由があるのでしょうか。
事務局	１８番については、借り人の親の時代から、きちんと管理することを条件に使用貸借となっているとのことです。
８番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の４番から１８番については、原案

委員
議長

のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から18番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

9月10日の転用調査時に、私と、18番、26番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番と2番は贈与、3番と4番は売買による申請でございます。

1番と2番はともに知人への贈与です。

なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の1ページから12ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号のうち、1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により3番委員の退席を求めます。

(3番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認するこ

	とに決定いたします。
	(3番委員の復席確認)
	次に議案第2号のうち、2番から4番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
5番委員	3番について、確認ですが、ここは以前取り下げがあったと思います
事務局	が。
	ここは、 さんが購入後、削土をするということで形状変更の申請をされましたが、形状変更の申請は取り下げになった経緯があります。今回 さんから さんへ売却での申請がされたわけですが、 さんの話では、今のところ削土等する予定はなく、購入後は荒廃化を解消して作付を行うとの誓約書が提出されております。
5番委員	今回の申請については、営農目的で購入した農地を数年でまた売却するということについて理解ができませんし、疑問があります。他の委員の方も疑問に思う方がいると思いますので、この案件については慎重に検討したほうがいいと思います。
議長	暫時休憩します。
	(休憩)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局	この案件につきましては、3条で取得した農地ではありますが、現在荒廃化が見られる農地であります。譲受人からこれを解消して作付を行う旨の文書も提出されておりますので、それも踏まえてご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち2番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち2番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報

告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、携帯電話無線基地局です。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ1,250m行った農用地区域内農地で、西は県道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、国の認可を受けている認定電気通信事業者による転用事業であることから、転用許可不要の案件に該当します。

事業計画者は、大手通信事業者で、今回[REDACTED]周辺の携帯電話のサービスエリアを確保するために、申請地の一部を賃貸借し、無線基地局を整備する計画です。

計画の概要は、敷地内に電波塔を設置するものであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の15ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ210m行った農地で、東は市道、西と北は宅地、南は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ330m行った農地で、東と北は宅地、西は市道、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、市内で土木建設業や太陽光発電事業を営む法人で、今回申請地を使用貸借し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定であり、設置するパネルの高さは最高で約1.3mです。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、貸倉庫です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ225m行った農地で、東と南は雑種地、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、今回申請地を取得し、自己が代表を務める法人への貸倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、駐車場です。

議長

8 番委員
事務局

16 番委員
事務局

資料の 18 ページをお開きください。

申請地は、[] から西へ 275m 行った農地で、東は宅地及び畑、西と北は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、自己が経営する店舗に近い申請地を取得し、店舗用駐車場として利用する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 5 番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の 19 ページをお開きください。

申請地は、[] から東へ 450m 行った農地で、東と南は宅地、西と北は 5 条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、第 1 種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。また、申請地は、農振除外がされる見込です。

申請人は、現在借家住まいであり、申請地の西と北に隣接する、農用地の除外がされている農地に一般住宅の建築を計画しておりますが、この一般住宅の駐車場部分の敷地が、農用地の除外がされていない農地を含んでいたことから、今回申請地を取得し、一般住宅用駐車場を整備する計画です。

なお、駐車場整備後の全体面積は 388㎡になります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第 4 号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

確認ですが、2 番は親子間での使用貸借ですか。

そのとおりです。

5 番ですが、取り付け道路はどうなっていますか。

取り付け道路は、申請地の北側の土地で先月 5 条申請があったところ

16番委員	ですが、許可となっております。
事務局	東側から入るのですね。
議長	東側の市道に接しており、そこから入ります。
委員	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
	議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。
	議案書の15ページをご覧ください。
	今月は、売渡申出10件、貸付申出3件、合計13件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	見取り図・地籍図につきましては、審議資料の20ページ及び21ページに添付してあります。
	以下につきましては、お目通しください。
	また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の22ページから49ページに添付してありますので、ご参照ください。
	続きまして、議案第5号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明いたします。
	議案書の21ページをご覧ください。
	今月は、買受申出1件、借受申出4件、合計5件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

議長

6 番委員
事務局
議長
委員
議長

売渡，貸付から申し上げますので，議案書の 15 ページをご覧ください。

番号 1 は 13 番委員と 33 番委員。

番号 2 は 13 番委員と 33 番委員，17 番委員と 37 番委員。

番号 3 は 6 番委員と 25 番委員。

番号 4 は番号 3 と同じ委員。

番号 5 は 18 番委員と 8 番委員と 27 番委員。

番号 6 は番号 5 と同じ委員。

番号 7 は 16 番委員と 36 番委員。

番号 8 は 2 番委員と 21 番委員。

番号 9 は番号 8 と同じ委員。

番号 10 は 3 番委員と 22 番委員，19 番委員と 38 番委員。

番号 11 は 17 番委員と 37 番委員。

番号 12 は 16 番委員と 36 番委員。

番号 13 は 7 番委員と 26 番委員。

引き続き買受，借受について申し上げます。

番号 1 は 地区を 19 番委員と 38 番委員， 地区を 7 番委員と 26 番委員。

番号 2 は 13 番委員と 33 番委員。

番号 3 は 地区を 13 番委員と 33 番委員， 地区を 6 番委員と 25 番委員。

番号 4 は 14 番委員と 34 番委員。

番号 5 は 2 番委員と 21 番委員。

以上，事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま，事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。

3 番の売渡の申請人の名前は何と読むのですか。

さんと読みます。

それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは，議案第 5 号は，原案のとおり承認することとし，あつせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。

次に議案第 6 号荒廃農地に係る非農地判断についてを，議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局	議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は 22 ページから 25 ページになります。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第 30 条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、49 筆 30,411 m²の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第 6 号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8 番委員	確認ですが、送付先不明というのは納管人もいなくて探しようがないということでしょうか。
事務局	税務課や市民課で調査をしても見つからず、探しようのないものが送付先不明となっております。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 6 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
8 番委員	本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにごございませんか。 6 条 2 項の関係で以前支払いがありましたが、出納閉鎖も終わったと

	思うのですが源泉徴収の関係はどうなっているのでしょうか。 あと、電話などで相談を受けた時など時間的にはわずかな時間で終わる場合がありますが、今年度の支払いはどのようなになるのでしょうか。
事務局	まず、時間についてですが、活動記録簿への記入は新体制移行時から説明しているとおり30分単位で記入をお願いしておりますので、そのように記入してください。 今年の支払分については、報酬とあわせて本年分の源泉徴収票に合算されます。 追加の報酬については、今年の5月に支払っておりますので、今年12月までの報酬分と一緒に源泉徴収票に記載し、来年1月か2月頃皆さんにお渡しします。 5月に支払いした分については、年度途中からの活動に対して支払っておりますが、皆さんに一律に支払っておりますが、本年度につきましては以前から申し上げておりますが、活動に応じた支払いの算定方法を検討していますので、活動した時間を必ず活動記録簿へ記入して下さい。 なお、算定方法が決まりましたら皆さんにお知らせいたしますのでよろしく願いいたします。
8番委員	分かりました。
16番委員	現在行っている農家アンケートの中で、農地中間管理機構の利用や利用権設定を勧めていますが、利用権設定する中で複数の名義人であったり、申請書を事務局に提出したら名義人が違っていたりしたことなどがありました。 調査に出向いた先で名義人などを確認する方法はないのでしょうか。
事務局	農地台帳に記載されていればいいのですが。 農地台帳は、税務課のデータと年に1回突合している関係上、どうしても最新のデータが反映されていない状況ですが、最新データを反映させられるかなど、今ここでお答えすることができませんので来月まで時間をいただいて検討させてください。
23番委員	来月の委員会で改めてご説明させていただきたいと思います。 農地台帳に記載のある農地の地図がないので、本当に貸すことができる土地なのか、貸せないような土地なのか判別できる何か項目があればいいのかと思うのですが。 自分の担当地区であればわかるのですが、担当地区以外の土地についてデータがないのでわからない状況です。
事務局	おっしゃることはよくわかりますが、現時点では手だてがありません

	ので、事務局にある航空写真を参考にいただいたり、その担当地区の委員さんとよく情報交換をしていただくといったような方法しか今はないのかと思います。
6 番委員	税務課で字図を見ればすぐわかると思います。
事務局	形状や課税地目は分かると思います。
8 番委員	私たちが税務課で閲覧すると有料になるのではないですか。
6 番委員	昔は農業委員は無料で閲覧できたと思うのですが。
事務局	それにつきましては、委員の皆さんにお配りしている身分証明書を示すことで閲覧できないか税務課と協議が必要ですので、時間をいただいて、先ほどの件と併せて来月の委員会で報告させていただきたいと思います。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。26 ページをご覧ください。 その他（議案書26 ページを参照して説明） 1. 9 月の行事報告 2. 10 月の行事予定等 3. その他 （1）地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について （2）全国農業新聞の普及拡大について
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第15回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 （閉会 午後3時40分） 指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄 議事録署名委員13番委員

議事録署名委員 15 番委員